

広島県公安委員会公告第122号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年9月14日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 実施期日、実施場所及び定員

講習区分	実施期日	実施場所	定員
特例措置講習 （法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）に限る。）	平成19年10月17日（水） から平成19年10月19日（金）までの午前8時30分から午後6時まで	広島市中区河原町1番26号 広島県環衛ビル9階 大会議室	150名程度
特例措置講習 （法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）に限る。）	平成19年11月1日（木） 及び平成19年11月2日（金）の午前8時30分から午後6時まで		150名程度
特例措置講習 （法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）に限る。）	平成19年10月22日（月） 及び平成19年10月23日（火）の午前8時30分から午後6時まで		150名程度
特例措置講習 （法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）に限る。）	平成19年11月12日（月） 及び平成19年11月13日（火）の午前8時30分から午後6時まで		150名程度

注 講習最終日には修了考査を行い、修了考査合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

2 受講対象者

旧資格者証を有する者

3 受講希望手続

(1) 受講希望届出書の提出期間

平成19年9月25日（火）から平成19年9月28日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 受講希望者は、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出方法

受講予定者に決定した者は、受講申込書及び旧資格者証の写しを下記(4)の場所に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

(4) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全部生活環境課

(5) 受講申込書の配付場所等

上記(4)の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。

4 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 1号業務に係る特例措置講習 23,000円

イ 2号業務に係る特例措置講習 14,000円

ウ 3号業務に係る特例措置講習 14,000円

エ 4号業務に係る特例措置講習 10,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

5 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

6 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

7 講習に関する問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
電話 (082) 228-0110 内線3214, 3215
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課